広島への転居　ケースワーカー「勉強になりました」

広島の生健会から小倉生健会に「小倉南区で生活保護を利用している 70 歳の方の広島への転居を支援してほしい」との依頼がありました。

入居している寮が取り壊しになり退去しろと言われている。弟がいる広島に引っ越したいと希望しているが、保護課が「小倉南区でなければだめだと言っている。北九州市は対応がひどいですね」とのことでした。
すぐに寮を訪ねましたが、生健会と保護課の区別がつかない状況の方でした。

保護課のケースワーカー（CW）に寮から電話をし、①寮を出される場合は引っ越し代や敷金等が支給される。②どこに住むかは国民の権利。③広島までの本人の旅費も普通列車がない中で新幹線の旅費を支給することができると伝えました。CW は「そうなんですか勉強になりました」と答えました。

先月号でも CW が「勉強になりました」との記事を掲載しましたが、3 年ごとの配転で専門家でない CW が“勉強”したらまた別の部署に配転される。こんな人事制度は市民にも職員にも良くありません。見直すべきです。

その後、広島生健会が引っ越しの段取りを支援し、7 月に無事広島へ引っ越すことができました。

役立つ制度　銀行・ゆうちょの「代理人カード」は、便利で危険

高齢になり自分で金融機関の窓口に行けなくなった時など、本人に代わって入出金の手続きができる「代理人カード」制度が便利です。

口座を持っている人が事前に代理人を指名することで、自分が銀行窓口や ATM での手続きができなくなった時でも、本人に代わる代理人が入出金をすることができるようになります。カード発行には手数料がかかる場合があります。クレジット機能はつきません。

離れて暮らす家族の場合などにも振込手数料が不要になり便利です。代理人になれる条件や、手続きは金融機関によって異なりますが、基本的には口座を持っている本人が金融機関の窓口で申し込みをします。

ゆうちょ銀行の場合は、免許証、通帳、印鑑で手続きができ、代理人カードの名義人の確認は必要ありません。また、親族でないと代理人なれないという制限もありません。

◆便利ですがご注意を
ただし、使い道をめぐって親族で争いになるケースもあるようです。代理人カードは入出金の手続きを本人に代わってできるにすぎず、お金を使える権限を得たわけではありませんのでご注意を。

えっへーふーん　食事を運ぶ「ウーバーイーツ（Uber Eats）」に複雑な思い

電話１本で、希望する時間に出来立ての食事を自宅まで運んでくれる米国生まれのウーバーイーツ（UE）。歩道や車道を猛スピードで走り抜ける UE の自転車にヒヤリとしたことはありませんか。

配達１回分の収入は、お店から 250 円＋注文者から 105 円＋60 円/Km＝基本料金です。その基本料金の 10%が UE 社の利益として差し引かれます。忙しい時間帯などの加算もあります。

配達員は、企業から雇われるアルバイトではなく、請負の個人事業主なので税金の申告も自分でしなければなりません。もちろん社会保険もありません。

知恵を出して事業を起こし莫大な利益を上げる経営者と、自宅でごちそうを待つ利用者。その一方で収入を得るために街中を駆け回る配達員。
7 月 26 日の夜には赤信号を渡っていた 40 代の配達員がタクシーにはねられ死亡しました。

“カースト（世襲の階級制度）の影響が今も残るインドでは、カーストの高い労働者に出来立ての弁当を運ぶ仕事を、カーストの低い人がして自らの家族を養う”こんなテレビを数十年前に見て、根強く残る封建制に憤慨したことがありました。
ところが今、同じようなことが世界中で広がっていることに複雑な思いを抱きます。

生存権裁判　福岡判決の学習会

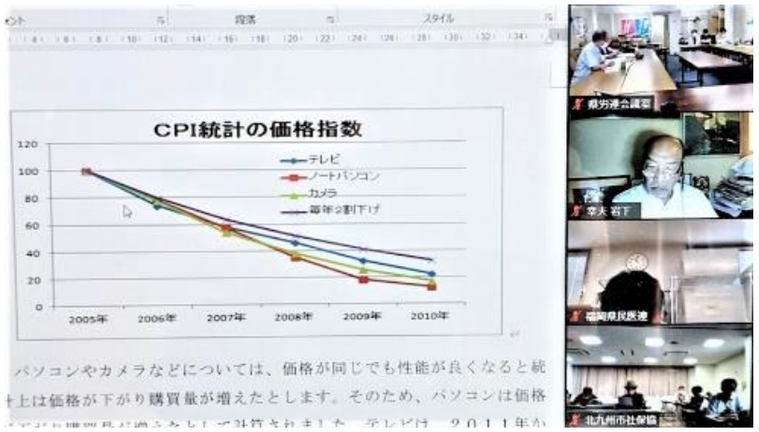

生活保護費は、2013 年～3 年連続、2018 年～3 年間連続で引き下げられました。そのうち、2013 年からの保護費引下げの取消しを求める裁判である「生存権裁判」の福岡訴訟不当判決の学習会がオンラインで開催され小倉生健会も参加しました。

学習会では弁護団団長の高木健康弁護士と、星野圭弁護士が講師を務めました。
大阪の勝利判決では「保護費引下げが、被保護者の健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであるか否かという視点」で検討されているが、福岡判決は「厚労大臣の裁量」で引下げを認める不当判決を出した等の話がありました。

生活保護申請時の「扶養照会申し出書」を作りました

“裏面”の資料は、生活保護を申請する時のために、写真のように折りたたんで手元に置いてください。

実物は A３の用紙に印刷しています。必要な方は小倉生健会に声をかけてください。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

第 48 号　2021 年 8 月 10 日 小倉生活と健康を守る会（全生連　小倉生健会）北九州市小倉北区金田 2-4-1 田中一郎方　発行責任者：八記博春 電話：090-1361-0876　fax：093-571-7567 ﾒｰﾙ：yatuki@syd.odn.ne.jp

生活保護申請時の「扶養照会」のてびき

「扶養照会」に「同意」することは、生活保護申請の必要条件ではありません

生活に困窮した人が福祉事務所（生活保護課）に行って「生活保護の申請をしたい」というと、生活保護申請書、収入申告書、資産申告書、家賃証明書の他に「同意書」を提出することを求められます。

この「同意書」には、申請者の住所・氏名や健康状態、資産・収入の他に「扶養義務者の扶養の状況」について報告を求めることが書かれていて、すでに高齢の親兄弟や長く音信が途絶えている親族にまで「扶養義務があるので援助できないか」という「照会」が行われてきました。

そのため「親族にまで連絡されるのはいやだ」と生活保護の申請をあきらめる方が少なくありません。また申請したあとで親や兄弟から「恥さらし」などと非難されて、いっそう関係が悪化してしまったという例もあります。

私たちは、民法の親族扶養義務の規定そのものがすでに時代遅れであり、生活保護申請時の「扶養照会」は止めるべきだと国や市に要求してきました。このことは国会でも取り上げられて、総理大臣が「生活保護は国民の権利」と明言し、厚生労働大臣が「親族の扶養は保護の要件ではない」とも答弁しています。

また、厚労省は「扶養が保護に優先するとは、保護受給者に対して実際に仕送り等の扶養援助が行われた場合は収入と認定して、その援助の金額分だけ保護費を減額するということであり、生活保護の前提条件ではありません」と説明し、全国の福祉事務所に通知もしています。

しかし、実際に生活保護の申請をすると、これまでどおりの「同意書」に署名をして提出することが求められています。

そこで、福祉事務所窓口での取り扱いを、厚労省通知に沿ったものに改め、申請者が親族との間で無用のあつれきに悩まされなくてすむようにするため、別紙のような「扶養照会に関する申出書」を一般社団法人「つくろい東京ファンド」の皆さんが考案されましたので、小倉生健会で少しアレンジして添付しました。

<u>生活保護の申請に行く前に、「扶養照会に関する申出書」と「別紙」に記入して、生活保護申請時に提出してください。</u>

生活保護の申請にあたって、ＤＶだけでなく や親族との関係悪化などの不安を持っている方は、ぜひ活用してください。

なお、分からないこと、不安なことなどがありましたら、小倉生健会までご連絡ください。

この「申出書」を出してみたが福祉事務所で受け取ってもらえなかった、などの場合もご連絡ください。

（号外） 小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

小倉生活と健康を守る会 （全生連 小倉生健会）
北九州市小倉北区金田 2-4-1 田中一郎方 八記博春
電話：090-1361-0876 fax:093-571-7567
メールアドレス：yatuki@syd.odn.ne.jp

２０２１年７月作成

■2020年10月からの生活扶助費（北九州市在住）

小倉生健会 作成

年齢	0～2	3～5	6～11	12～17	18～19	20～40	41～59	60～64	65～69	70～74	75～	年齢構成（才）	生活扶助費 2020年10月～
単身						○						20～40	73,720
							○					41～59	73,930
								○				60～64	73,720
									○			65～69	73,590
										○		70～74	71,690
											○	75～	68,820
夫婦等						○○						20～40夫婦等	119,360
							○○					41～59夫婦等	119,360
								○○				60～64夫婦等	119,360
									○○			65～69夫婦等	115,890
										○○		70～74夫婦等	115,890
											○○	75～ 夫婦等	108,590
夫婦＋子など	○					○○						20～40夫婦等、0～2才	141,930
		○				○○						20～40夫婦等、3～5才	141,930
			○			○○						20～40夫婦等、6～11才	143,080
			○○			○○						20～40夫婦等、6～11才×2	167,360
				○		○○						20～40夫婦等、12～17才	149,910
				○○		○○						20～40夫婦等、12～17才×2	180,340
					○	○○						20～40夫婦等、18～19才	149,910
				○	○	○○						20～40夫婦等、12～17、18～19才	180,340
				○			○○					41～59夫婦等、12～17才	147,420
					○		○○					41～59夫婦等、18～19才	147,420
						○		○○				60～64夫婦等、20～40才	144,780
						○			○○			65～69夫婦等、20－40才	144,700
							○			○○		70～74夫婦等、41－59才	141,500
							○				○○	75～ 夫婦等、41～59才	136,970
年齢	0～2	3～5	6～11	12～17	18～19	20～40	41～59	60～64	65～69	70～74	75～	年齢構成（才）	生活扶助費 2020年10月～
母子等	○					○						20～40、0～2才	117,050
	○	○				○						20～40、0～2才、3～5才	140,000
		○				○						20～40、3～5才	117,050
		○	○			○						20～40、3～5才、6～11才	140,710
			○			○						20～40、6～11才	117,900
			○○			○						20～40、6～11才×2	141,420
				○		○						20－40、12～17才	119,630
				○○		○						20～40、12～17才×2	151,450
					○	○						20～40、18～19才	119,360
				○	○	○						20～40、12～17才、18～19才	151,450
				○			○					41～59、12～17才	119,630
				○	○		○					41～59、12～17才、18～19才	150,200
						○		○				60～64、20～40才	119,360
						○			○			65～69、20～40才	117,620
							○			○		70～74、41～59才	117,620
							○				○	75～ 、41～59才	113,970

※上記表は、生活扶助費です。各世帯により、住宅扶助費や加算が付く場合があります。
※ここで言う夫婦等とは、二人で生活していることをいう。
※数字は切り上げのため、10円単位で異なる場合があります。

生活保護費は、上記の生活扶助の他に、住宅扶助＋医療扶助＋介護扶助＋教育扶助＋生業扶助＋出産扶助＋葬祭扶助があります。

年　月　日

扶養照会に関する申出書

福祉事務所長　殿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1．私には、以下の扶養義務者がいますが、扶養照会は、しないでください。

〈実在する扶養義務者（同居していない親族）と私との関係〉（〇をつけてください）

□婚姻関係にある配偶者　□中学３年以下の子の親（離婚した元配偶者等）

□父　□母　□子　□祖父　□祖母　□孫　□兄弟姉妹

2．１の詳細と扶養照会をしてほしくない具体的理由は別紙のとおりです。

3．なお、私には、仕送りしてくれる可能性が高い「おじ・おば、甥・姪」はいません。

＊　＊　＊

以下の場合、福祉事務所は扶養照会をしてはならないことになっています【別冊問答集問5－1】。

① 夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者、その他当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者【課長通知第５問２③】

以下の場合、福祉事務所は扶養照会をしなくてよいことになっています【別冊問答集問5－1】。

② 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、または生計維持者ではない非稼働者（家庭の主婦など）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者、これらに同様と認められる者【課長通知第５問２①】

③ 当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している、縁が切られている等の著しい関係不良、一定期間（例えば10年程度）音信不通、その他要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者【課長通知第５問２②】

④ 上記のほか、扶養義務履行（仕送り）が期待できない者

＜生活保護の申請を行う方へ＞

書き方が分からないときは小倉生健会（090-1361-0876八記）に相談してください。

この申出書は、生活保護を申請する あなたの扶養照会についての意向を明確にするためのものです。それぞれの親族が仕送りしてくれる可能性があるかどうかを、別紙のシートに記入のうえ、生活保護申請時に２枚セットで福祉事務所職員にご提出ください。

＜別紙＞

氏名：

＜親族の名前と間柄＞	1	2	3	4	5	記入例
同居していない親族のお名前						姉
この親族とあなたとの関係（1枚目の1を参照）						○○△△子
＜扶養照会をやめて欲しい理由＞当てはまるものに、○をつけてください（複数回答可）。						
問2 A 暴力や虐待を受けたことがある						
問2 ③ B※ Aの他、この親族に扶養を求めることが、明らかに自分にとって有害である						○
C 被保護者（生活保護利用者）である						
D 施設入所者である						
E 長期入院患者である						
問2 ① F 主婦・夫業中など、主な稼ぎ手でない						
G 未成年者である						
問5の1 第5項 H だいたい70才以上の高齢者である						
I この親族にお金を借りている						○
J この親族と相続トラブルがある						
K 縁が切れていて、著しく関係が悪い						
問2 ② L 一定期間（例えば10年程度）音信不通						
M※ その他、明らかに援助してもらえない事情がある						
N※ A～M以外の理由で仕送りが期待できない						
＜※B、M、Nの具体的事情。その他、特に伝えておきたいこと＞						
※B、M、Nにこをつけた方は、その具体的事情をお書きください。						・口が軽く、個人情報をすぐ言いふらす。 ・子どもの教育にお金がかかっている。 ・喧嘩したことがある。 ・年金生活者。